

## 社会福祉法人みぎわ会 役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みぎわ会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事及び顧問をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 当法人は、評議員がその職務のため評議員会に出席した時は報酬を支給することができる。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第5条 当法人の全理事の報酬総額は、年間260万円以内とする。

2 当法人の全監事の報酬総額は、年間38万円以内とする。

3 当法人の全顧問の報酬総額は、年間16万円以内とする。

4 当法人の常勤理事の報酬月額、別表1「常勤役員の報酬」に定めるとおりとする。

5 非常勤役員並びに評議員に対する報酬は、別表2「非常勤役員並びに評議員の報酬」に定める額とする。

### (費用弁償)

第6条 役員及び評議員に対する費用弁償は次のとおりとする。

- (1) 理事会に出席した場合 2,000円
- (2) 評議員会に出席した場合 2,000円
- (3) 監事監査に出席した場合 2,000円
- (4) 法人業務等のために出勤した場合 2,000円

ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を支給することができる。

### **（役員等の出張旅費）**

第7条 役員等が公務のため出張した場合は、旅費を支給する。

- 2 旅費の種類、日当及び宿泊料の計算方法は、職員の旅費規程を準用する。
- 3 日当及び宿泊料は、旅費規程の別表に定める額とする。

### **（報酬等の支給方法）**

第8条 当該役員及び評議員の指定する銀行等の当該役員及び評議員の預金口座等への振込を基本とする。

- 2 前項の規程に関わらず、法令の定めたものは支払の時に控除する。
- 3 役員等に対する報酬等の支給時期は、職員給与規程に準じた日とする。

### **（公表）**

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### **（改廃）**

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### **（補則）**

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

## **附 則**

### **（関係規程の廃止）**

役員等の報酬及び旅費に関する規程は廃止する。

### **（施行期日）**

この規程は、平成29年11月1日より適用する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000 円

別表 2 (非常勤役員並びに評議員の報酬)

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	日額 10,000 円

(2) 理事

理事会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	日額 10,000 円

(3) 監事

監事監査への出席	日額 30,000 円
理事会、評議員会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	日額 10,000 円

(4) 顧問

理事会、評議員会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	日額 10,000 円

ただし、同一日に行われる業務に対する報酬は、いずれかのみとする。